

避難所運営協議会 発災初期の流れ



発災

①自分と家族、近隣の安全を確認

②地域避難所に向かう

目安：震度 5 弱以上

③被害状況の把握・避難者の受け入れ

・地域避難所周辺の被害情報の収集

例：火は出していないか？

倒壊している建物はないか？

避難者はどれくらい集まってきているか？

・避難者の受け入れ

集まってきた避難者を、簡易受付簿を使って受付し、校庭に受け入れる。

★建物（校舎）の安全確認がとれるまでは、避難者を校庭で待機させる

区災害対策本部が避難所開設を決定

④避難所の開設

・避難所運営を示す旗の掲示

防災倉庫から避難所運営を示す旗を出して正面玄関に掲示する。

・資機材の取り出し

防災倉庫から必要に応じて資機材を出す。

例：電気が使えない⇒発電機

⑤避難所運営本部の立ち上げ

⑥避難者を体育館等に受入

・避難者（避難所生活者）の受入

避難者を避難者待機スペースに誘導する。原則世帯を1つの単位とする。

4つの担当班の役割に沿って
避難所運営を行う

避難所運営本部 各班の役割について

※灰色で塗り潰されている箇所は、「避難所開設前に」行動する可能性があります。

総務・情報班

発災当初の避難者の受け入れや、避難所運営本部で開催する定例会議の事務局、避難所内外の情報の取りまとめ・周知など、避難所全体の取りまとめや情報収集・発信を行う班になります。

【業務例】

■避難所開設前

- ・発災当初の避難者を校庭に誘導・受付

■避難所開設後

- ・避難所開設の旗の掲示
- ・定例会議の開催連絡や資料作成、協議事項の整理などの取りまとめ
- ・避難所日誌を作成・記録
- ・区本部からの情報や、テレビ・ラジオ等信憑性の高い情報を収集整理し、定例会議で報告し、避難者向けにも情報発信する
- ・避難所内の避難者の把握
- ・ボランティア対応（必要な場合に要請する）

施設・安全班

防災倉庫内の資機材の設置や、避難者の避難スペースへの誘導、避難所生活のルール作成、避難所内の防犯・防火対策など、防災資機材の管理や施設生活でのルール作成・安全を守る班になります。

【業務例】

■避難所開設前

- ・防災倉庫から必要な資機材の搬出・設置

（例：明かりがない⇒発電機・投光器

トイレが使えない⇒マンホールトイレ等）

■避難所開設後

- ・避難スペースへの避難者の誘導
- ・避難者数の増減に伴い、居住スペースの再配置
- ・避難所における共通ルール等の作成・掲示
- ・防火ルールの作成・周知や避難所周辺の見回り
- ・ガラスの破損など、避難所利用に当たり危険な箇所を調査し、立入禁止にする。

保健・衛生班

軽微なケガの応急手当や、避難所全体の衛生管理、要配慮者（障害のある方や外国人など）への支援など、避難所内の軽微なけが人・要配慮者等の対応や衛生関係の管理を行う班になります。

【業務例】

■避難所開設前

- ・軽微なケガの応急手当

（防災倉庫や保健室の医薬品を利用する）

- ・重傷者は医療救護所へ搬送

（必要に応じて消防・区本部へ要請する）

■避難所開設後

- ・定期的な避難者の健康管理（チェックリストあり）
- ・ゴミ処理や清掃など、清掃ルールの作成・周知
- ・ペット同行の避難者の対応
（ペットや飼育場所の管理は、ペットの飼い主が当番で対応し、そのサポートを行う。）
- ・要配慮者（耳の不自由な方や外国人）へのコミュニケーションボードなどを利用した情報提供

給食・物資班

避難者への食料・物資の配給や要望の把握、水（飲料水・生活用水）の管理など、避難所内の食料・物資・水等の管理を行う班になります。

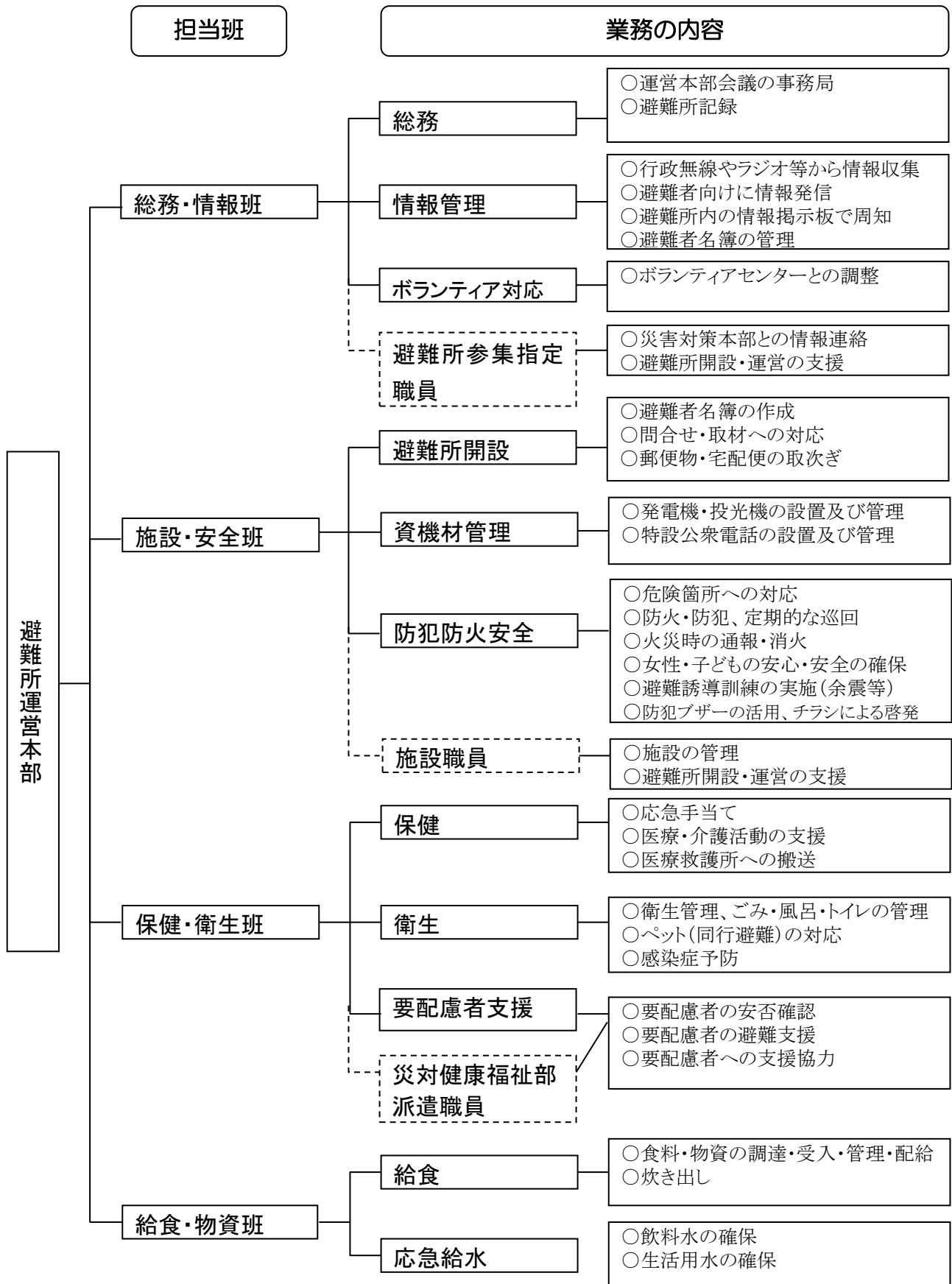
【業務例】

■避難所開設前 なし

■避難所開設後

- ・避難所の備蓄食料・物資・水の数、賞味期限等を管理
（食料等が不足する場合は、参集指定職員へ報告し、参集指定職員から区本部へ要請する。）
- ・避難者に対する食料・物資の配給
（配給は、食料・物資配布窓口を設置する。）
- ・アルファ化米の炊き出し
- ・飲料用水と生活用水との使い分けの周知
（例：飲料水 → 応急給水栓、受水槽
生活用水 → 井戸）
- ・区本部や外部からの応援物資の管理

地域避難所の担当(班)の構成と業務



※協議会で話し合い、班体制を地域の特性に合わせた変更も可能です。

鷹番小学校

資料 4

図面	設備写真	
<p> 運動場敷地 保有 3,846㎡ 建物敷地 保有 7,004㎡ </p> <p> 方位 (北に矢印を付す) </p>	①-1 防災倉庫	①-2 防災倉庫
	② マンホールトイレ	③ 特設公衆電話
	④ 井戸	⑤ 受水槽
⑥ 応急給水栓		

碑文谷公園（碑文谷体育館）

図面	設備写真		
	①-1 防災倉庫	①-2 備蓄倉庫・防災倉庫	
	② マンホールトイレ	③ 特設公衆電話	
④ 応急給水栓			
<p>※井戸・受水槽の設備はございません。</p>			

Q 1 なぜ地域が主体となって運営する必要があるのか。

- A 1 ○震度 5 弱以上の地震が発生した場合、「参集指定職員」と呼ばれる区の職員約 6 名が、地域避難所に自動参集します。全 38 か所の地域避難所に約 230 名の参集指定職員が避難所運営に従事することになりますが、区では避難所運営のほかにも、物資の運搬や建物の応急危険度判定など、様々な対応を行います。これらの対応を限られた数の区職員で対応せざるを得ないため、避難所運営に多くの職員を割くことができません。
- また、職員の被災状況等によっては、6 人全員が地域避難所に参集できない可能性もあります。
- このため、避難所の運営にあたっては、地域住民の方に主体となって活動していただくことをお願いしています。

Q 2 発災時(地震が起きた場合)の避難所運営協議会の参集条件を教えてください。

- A 2 ○震度 5 弱以上の地震が起きた場合、協議会員は地域避難所に向かいます。
- 活動が必要になる災害は主に「地震」です。風水害の時は、基本的に区の職員で対応します。

Q 3 協議会の構成員になったら、災害時は必ず地域避難所に行かないといけないのか。

- A 3 ○まず自分と家族、隣近所の方の安全確認が最優先となりますので、自分や周囲の安全が確認出来ない状況で来ていただく必要はありません。その安全が確認出来ましたら、可能な範囲で協議会活動に参加いただきますようお願いいたします。

Q 4 区の参集指定職員はどれくらいで来るのか。

- A 4 ○担当する地域避難所から 4 km 圏内に居住する職員が割り当てられているため、概ね 1 時間以内に到着できる想定です。
- ※職員の被災状況等によっては、6 人全員が参集できない場合もあります。

Q 5 避難所に来た人すべて受け入れるのか。例えば、帰宅困難者にも対応するのか。

- A 5 ○地域避難所では、原則地域住民の受け入れを想定していますが、区民以外の受け入れを拒むものではなく、基本的に避難してきた方は受け入れます(帰宅困難者も受け入れます)。
- なお、帰宅困難者の避難先としては、別途「一時滞在施設」と呼ばれる施設を確保しています。一時滞在施設の運営は、施設管理者になります。

Q 6 避難所を立ち上げた後、協議会が避難所閉鎖までずっと避難所運営を補助するのか。

- A 6 ○災害当初は、普段地域の避難所運営訓練に参加していない様々な避難者が集まりますので、組織的な活動が困難であることが予想されます。
- このため災害当初（発災から3日程度）は、避難所運営協議会の役員の方々が中心となって、避難所運営本部を立上げ避難所の管理運営を行ってください。
- また、災害の4日以降から、避難所で生活する方の出入りが少なくなると思われますので、避難所運営協議会の役員の方々のご負担を減らすためにも、避難者自身による避難所運営が出来るよう適宜、業務の引継ぎをしてください。

Q 7 協議会の活動はどれくらいの頻度で進めることになるのか。

- A 7 ○協議会設立後は、まず地域避難所となる施設の見学を行います。施設見学後は、マニュアルの作成や訓練を実施しますが、その検討のための会議を定期的に開催し、活動を進めることとなります。
- 協議会の活動頻度は住区エリアごとに異なり、毎月1回会議を実施している地域もあれば、2～3か月に1回程度の地域もあります。
- 基本的には年に1回訓練を実施することになるため、それに合わせてマニュアルの検討や訓練企画の検討などの活動を進めていただければと思います。

Q 8 住民が避難するときは、住区エリア内の避難所に避難しなければならないのか。

- A 8 ○目黒区では住んでいる地域で避難する避難所を指定していません。避難する人は、住区エリアに関わらず一番行きやすい避難所に逃げて構いません。
- 避難所の運営に関しては、各住区エリア単位で協力をお願いをしています。

Q 9 地域避難所と広域避難場所の違いは何か。

- A 9 ○地域避難所は、自宅等に滞在が困難な場合に利用する施設です。一方、広域避難場所は、大規模な延焼火災の際に避難するオープンスペースで、東京都が住所ごとに割り振りをしています。
- 区では、まず地域避難所に逃げてもらい、大規模な延焼火災があった際は、地域避難所から誘導して広域避難場所に避難することを想定しています。

Q 10 なぜ小中学校が地域避難所になっているのか。他の施設では難しいのか。

- A 10 ○地域避難所には、避難者がすぐに避難できるオープンスペース（校庭）と、長期間の避難所生活を送れる建物スペース（体育館や教室）がある施設が望ましく、また、避難所運営に必要な資機材・設備等を備えておく必要があります。
- 民間施設では、そういったスペースを確保できないことや、資機材等の整備が難しい場合があるため、小中学校のような施設が地域避難所に選ばれています。